令和８年度福岡県農薬指導士養成研修等実施要領

福岡県農林水産部食の安全・地産地消課

令和８年度福岡県農薬指導士養成研修及び認定試験（以下「養成研修等」という。）を次のとおり実施する。

第１　実施日時及び場所

（１）日時　※両日の参加が必須

令和９年１月２０日（水）１０：００～１５：２０（９：００受付開始）

１月２１日（木）１０：００～１５：１０（９：００受付開始）

（２）場所

福岡県庁３階 講堂（福岡市博多区東公園７番７号）

※地下外来駐車場（有料）は台数に制限があるため、できる限り公共交通機関で来庁ください。身体障がい者用駐車場は、県庁バス通り（北西）側地上（屋外）にあります。

第２　養成研修等受講資格

令和９年３月末時点において満２０歳以上で、下記のいずれかに該当し、勤務する事業所等の所在地が県内にある者に限り受講資格を有する。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は除く。

１　農薬販売業者の責任者で現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね２年以上であり、原則として毒劇物取扱責任者の資格を有している者。

２　農薬販売業者の従業員で現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね２年以上の者。

３　防除業者又はその従業員で現に防除業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね２年以上の者（航空機を利用して農薬散布を行う防除業者を含む）

４　ゴルフ場のグリーンキーパー又はこれを補佐する者等で現に防除業務を管理指導し、又は自ら防除業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね２年以上の者

５　農業者、農協の営農指導員、直売所の責任者等で農薬の適正使用に関して指導又は助言を行う者のうち、実務経験がおおむね２年以上の者

６　その他知事が特に必要と認める者

第３　養成研修等の内容

養成研修等は、次の研修科目及び時間で行う。

１日目　令和９年１月２０日(水)　９時受付開始		
時間割	(分)	研修科目
１０：００～１０：１０	10	開講式(オリエンテーション)
１０：１０～１０：３０	20	農薬指導士の任務
		関係法令(概要)
１０：３０～１１：００	30	農薬一般
１１：００～１１：１０	10	(休憩)
１１：１０～１１：５０	40	雑草防除
１１：５０～１２：５０	60	(昼食)
１２：５０～１３：４０	50	関係法令
		農薬取締法
		毒物及び劇物取締法
１３：４０～１３：５０	10	(休憩)
１３：５０～１４：３０	40	病害防除
１４：３０～１４：４０	10	(休憩)
１４：４０～１５：２０	40	害虫防除

２日目　令和９年１月２１日(木)　９時受付開始		
時間割	(分)	研修科目
１０：００～１０：４０	40	農薬の安全使用・危害防止対策
１０：４０～１０：５０	10	(休憩)
１０：５０～１１：３０	40	農薬の安全性評価・各種基準の設定
１１：３０～１２：３０	60	(昼食)
１２：３０～１３：００	30	植物防疫一般
１３：００～１３：３０	30	(休憩)
１３：３０～１３：４０	10	認定試験説明
１３：４０～１５：１０	90	認定試験

※受付締切時間は、両日とも研修開始後２０分までとし、受付時間内に受付できなかった場合、研修は受講できない。

第４　認定試験

認定試験は令和９年１月２１日（木）に行うものとし、その出題内容は、養成研修を基本とし、筆記試験の方法で行う。

ただし、他の都道府県知事が認定した「農薬指導士等」（県外からの勤務地変更により福岡県農薬指導士の認定を受けた者を含む）、全国農業協同組合連合会会長が認めた「防除指導員」、全国農薬協同組合理事長が認めた「農薬安全コンサルタント」、公益社団法人緑の安全推進協会会長が認めた「緑の安全管理士」は試験を免除するものとする。

第５　養成研修等の受講手続等

１　受付期間

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１２月１１日(金)１７時まで（当日消印有効）

２　受講申込の方法

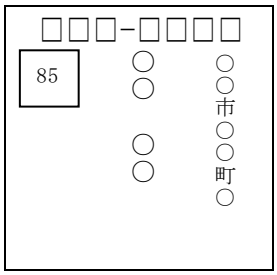
（１）福岡県農薬指導士養成研修受講申請書(別記様式第１号)に必要な事項を記入し、あて先（申請者の住所、氏名）を明記した官製はがき（85 円）及び暴力団排除に係る誓約書（別添様式）を添えて、下記の申込先に提出すること。

（注）訂正が容易にできる筆記用具（「消せるボールペン」等）は使用しないこと。

【申込先】
〒８１２－８５７７　福岡市博多区東公園７－７
福岡県農林水産部食の安全・地産地消課生産安全係（県庁南棟５階）
電　話：０９２－６４３－３５７１（直通）
ＦＡＸ：０９２－６４３－３５７３

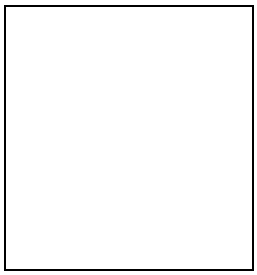
〈官製はがき〉＊裏面に受講票を印刷し、申込者あてに返送する。

（表）



申込者の住所・氏名を記入

（裏）



（何も記入しない）

（２）（１）の受講申請書と誓約書は、令和８年１１月１３日（金）から福岡県農林水産部食の安全・地産地消課で交付するほか、下記のホームページからダウンロード可能。

【福岡県ホームページ】
「令和８年度福岡県農薬指導士養成研修及び認定試験について」
(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shidoushi-kenshu.html)

３　その他

受講手数料は必要としない。

第６　認定証の交付

所定の養成研修を修了し、認定試験に合格した者には、福岡県農薬指導士認定証を郵送する。

認定期間は３年間。ただし更新可とする。

第７　個人情報

県が保有する福岡県農薬指導士の個人情報は、当該事業の実施に必要な場合以外には利用しない。